

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和7年度第1回松阪市男女共同参画審議会
2. 開 催 日 時	令和7年8月29日（金） 午後2時00分～3時45分
3. 開 催 場 所	松阪市本町2176番地 松阪市産業振興センター 2階 人材育成講座室
4. 出席者氏名	【委員】 石橋委員、植村委員、久保委員、向坂委員、小林委員、 柴田委員、鈴木委員、富田委員、日口委員、溝口委員 【事務局】 環境生活部長（武田） 人権・多様性社会課課長（大川） 人権・多様性社会課主幹（山本） 人権・多様性社会課（堀口） 人権・多様性社会課会計年度任用職員（長岡）
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	な し
7. 担 当	松阪市環境生活部 人権・多様性社会課 山本 電 話：0598-53-4339 F A X：0598-26-4035 e-mail：jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 松阪市審議会等における女性委員の登用状況について
2. 松阪市男女共同参画プラン（素案）について
3. その他

議事録

別紙のとおり

令和 7 年度 第 1 回松阪市男女共同参画審議会議事録

・日 時:令和 7 年 8 月 29 日(金)14:00～15:45

・場 所:松阪市産業振興センター 2 階 人材育成講座室

・出席者:○委 員 久保会長、石橋委員、植村委員、向坂委員、小林委員、
柴田委員、鈴木委員、富田委員、日口委員、溝口委員
【欠席:松本副会長、浅井委員、土井委員、中川委員】

○事務局 環境生活部 武田部長、人権・多様性社会課 大川課長
人権・多様性社会課 山本、堀口、長岡

○傍聴者 なし

事務局:皆様、こんにちは。

本日はご多用の中、また大変お暑い中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。
まだお越しいただけていない委員の方、またご欠席の連絡をいただいている委員の方もござい
ます。定刻となりましたので始めさせていただきますと思います。

また、審議会委員様のご異動がございましたので、報告をさせていただきたいと思います。
松阪小学校長会から選出をいただいております、油谷先生から変わられまして、日口先生に
お越しをいただいておりますのと、連合三重松阪多気地域協議会からは奥田委員から溝口委
員に変わっております。どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、議事に入りますまで進行役を務めさせていただきます人権・多様性社会課の山本と申し
ます。よろしくお願いいたします。

さて、本日ですけれども、10 名の委員の皆様にお集まりをいただいております。

規則第 5 条によりまして、審議会の開催が成立しておりますことをご報告させていただきます。
それでは、議事に入ります前に、資料のご確認をお願いしたいと思います。

本日、机の上にご準備をさせていただいております分といたしましては、事項書と、事前質問・
回答一覧、ホッチキス留め 2 枚綴りのものになります。

ほかに、委員から、A3 サイズの資料をいただいております、机の上に置かせていただきました。

また、会議の開催通知とともに事前にお送りをさせていただいております、審議会等における女
性の登用状況及び松阪市男女共同参画プラン令和 7 年 8 月案になります。

お持ちいただいておりますでしょうか。

それでは、事項書に従いまして進めさせていただきますと思います。

はじめに、環境生活部長 武田の方からご挨拶を申し上げます。

部長:皆さま、改めましてこんにちは。

本日は、令和 7 年度第 1 回松阪市男女共同参画審議会にあたり、委員の皆様にはご多用の中、
ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素は、男女共同参画行政の推進に関しましてご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。本日の審議会では、松阪市の審議会における女性委員の登用状況報告の他、次期松阪市男女共同参画プラン策定に向けまして、ご審議をお願いするものでございます。

日頃からそれぞれの分野でご活躍をされておられます委員の皆様方から、忌憚のないご意見をいただくことは大変意義深いものであると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まだまだ暑い日が続いておりますので、皆様の体調にはくれぐれもお気を付けください。

簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、以降の議事運営につきましては、審議会規則第 5 条第 1 項に基づきまして、久保会長をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会長：改めまして、皆様こんにちは。

日中の本当に猛暑が続いております中、ご出席いただきましてありがとうございます。

男女共同参画審議会前に宿題をいただいております、回答も配られておりますけれども、また事務局の方からご説明等々いただきたいなというふうに思っております。

前回、3 月に開かせていただいてから、少しメンバーが変わられたということで、小学校長会では中原小学校の日口先生、連合三重の方からは溝口さんということで、9 月からまた 2 年、よろしくお願いいたします。

今回、向坂さんと小林先生と富田さん、今日が最後になるらしくて、お名残り惜しいというか、是非とも、今日は闊達なご発言をよろしくお願いいたしますなというふうに思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

それではですね、議事の(1)松阪市審議会等への女性委員登用状況につきまして、事務局の方からご説明よろしくお願いいたします。

事務局：事前にお送りをさせていただいております、審議会等への女性委員の登用状況をご覧いただきたいと思います。

令和 7 年 4 月 1 日現在の状況となっております。

登用率といたしまして、女性委員が占める割合は 32.8%、こちらは昨年度と比較しまして 0.1%下がっておりますということになっております。

また、女性委員を含む全体から見た審議会等の比率は 95.7%で、こちらは昨年度と比較をして 1.8%上昇したということになってございます。

その下には、部局別の登用状況を示させていただいておりますが、次のページ以降に個々の審議会の名称や設置根拠、委員数等を挙げさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

そして、市全体といたしまして、117 の審議会や協議会などがございまして、うち女性委員を含むものが 112、男性委員のみで構成されているものが 5 つあるということになって参ります。

女性委員を含まない審議会の数減っております、任期代わりに合わせて女性委員の登用を進めていただいた部署があるということでございます。

また、委員より、事前にご意見をいただいております件がございまして、審議会名等が記載してございます 2 ページにあります No.31、松阪市空家等対策協議会で委員総数が 1 人となっ

ております。こちら原課のほうに確認をいたしましたところ、4月1日現在は任期切れである中、お一人のみ前任者の任期途中で交代をされたため任期にずれが生じておりました。その後、現在は8名に委嘱し、うち女性委員が2名で構成されておるということでございました。

最初のページにお戻りをいただきまして、3登用率の実績値でございます。

令和3年度以降を掲載させていただいておりますけれども、いずれも33%前後、目標値35%で掲げておりますが、33%前後を推移しているというのが現状でございます。

以上でございます。

会長：ありがとうございました。

事務局の方からご説明いただきました審議会等の女性委員の登用状況に対しまして、何かありましたらご発言のほどよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

委員：市議会議員も、この夏の選挙では女性が9名。24名中9名で増えましたね。

会長：議員さんは、なかなか女の方が少なくて、国会議員でも何でもそうなんですけど、そういう意味では良かったなというふうに思います。

松阪市のために尽くしていただければ有難いですね。

ほかにどうですか。

委員：よろしいですか。

松阪市が昨年の9月、市政改革課を中心として3,000人アンケートを実施し結果が出ました。その中で、男女共同参画が一番進んでいるのは教育分野と調査が出て、やっぱりそうやなあとします。松阪・多気郡で小学校50校ありますけれども、うち22校が女性の校長先生です。それから、校長先生も教頭先生も女性の方という学校もあり、県全体でいうと35%位あるかないかという中で、松阪多気地区の中で、女性の校長が22名なっていていて44%ですよ。

すごく進んでいて、いい事だなあとしました。

3,000人アンケートでも、教育分野が進んでいるということが出たのだと思います。

会長：先生、せっかくですのでいかがでしょうか。

委員：男女ほぼ半数ずつで普通の感覚でいますので、男女共同参画とか、女性がこういうふうな状態だなどということをわざわざ話題にして話し合うということがありません。今更というような気持ちもちょうとしています。

女性校長教頭会もありまして、教職員組合の中でも女性やそれぞれの立場からというものもありますが、これだけ進んできたのに今更女性ということを強化して組織立てる必要があるのかというように感じています。

会長：今、どうなんですか、小学校によってまちまちなのでしょうが、先生の男女の比率っていうのは全体数としてどうなんですかね。

委員：小学校では女性の方が多いです。

委員：飯南高校も校長先生も教頭先生も女性です。

会長：そういう意味では、じわじわと進んでいるのかな。

委員：こんなことを言っているかどうかはあるけれど、飯南高校というところから言えばへき地に

あって、例えば松阪高校などが校長先生も教頭先生も女性ということになれば、本当の意味で男女の共生と言えるんじゃないかと思う。

そのためにも女性部というのは無くさないといけないと思う。権利ばかり主張して、という風に取られるわけでしょ。

会長：連合三重ね、今日、初めて来ていただいたのですけど、トップはの女性の方だと思いますけど、どうですか。

委員：呼び掛けていますが、役員っていう中では女性参画ってなかなか進んでいかないのが現状ですね。

いろんな会議には女性の方を参画させてくださいと呼び掛けていますし、6 月には男女平等月間として学習会とか街宣行動もやっていますけれども。家庭によって事情が違ったりして、なかなか役員のなり手が難しいかなというのはあります。

もともと男性の職員の方が多いというのもありますので、一概には言えませんが。

会長：そういう中でトップに女性の方を充ててみえるのは快挙ですよ。

ハローワークさんの方ではどうですか。

委員：職員っていうのは大体半分半分かなと思います。

最近では、管理職と言われる所長さんでも、女性の方も出てきておりますね。

女性は、育児など制度が大事ですよ。公務員は比較的制度が取りやすい環境だったというのもあるかなと思いますが、最近は民間もかなり進んできておりますので。

委員：実は会長と同じ自治会なのですが、今年、自治会名簿で三役みんな男性の名前になっているんですけども、実際に自治会活動で動いているのは女性ですよ。

実際に動いている人の名前を名簿に載せていくようにしていかなあかんと思うんですけど。

会長：確かに、その辺りからして、世帯主というものに意識がいっちゃうというところがあるかと思うんですけど。

委員：先ほど、女性部とかそういうものは不要というような意見が出てきましたね。

私は三教組の女性部長をずっとしてきたんですよ。

いつも私が言ってきたのは、女性部というのは限りなく自分たちの部の解消を目指して取り組むところであり、自分たちが、これは変えていかなあかんっていうのを変えて変えて変えていって、そして、それを女性だけでなく男性も一緒に取り組むということにしていかないかんということを書いてきました。だから、一概に女性部不要というものではないと思うんですね。

女性部の存在というのがわからないところがあるから、女性でしかわからないところがあるから、そこを見つめて全体に提起して、女性部の中だけでなしに、全体で解決していくのが三教組であるというようにずっと書いてきました。

もう1ついいですか。

さっき市議会議員のお話をされましたよね。

過去に、補欠選挙に立ち会ったことがあります。その時に、女性が2人だけ出たんです。

その人たちは、当選したんです。その後、随分増えてきましたね。

その増えてきたのはどうしてかという、その人たちが、どういう活動をして、市民の願いに応えてどう動いたかということによって、それに続いていく人たちが増えてきた。

あの人たちの活動が後に続くものを作ったんじゃないかな。

会長：ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

それでは、次に議事(2)松阪市男女共同参画プラン(素案)について、事務局からご説明のほどよろしくお願いいたします。

事務局：松阪市の男女共同参画プランは、平成 11 年に男女共同参画基本法が施行された後、旧松阪市において平成14年に松阪市男女共同参画プランを策定したものが初めとなります。

その後、いくつかの改定を経て、現在は令和 3 年 3 月に策定した男女共同参画プランを運用しているところです。現在のプランにつきましては令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間となっており、プランの改定を予定しているところです。

今回のプラン改定にあたり、「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」第 9 条第 3 項及び第 12 条第 2 項に基づき審議会に対して諮問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回作成いたしました男女共同参画プランの原案についてご説明させていただきます。

今回作成する男女共同参画プランにつきましても、前回のプランをベースに原案を作成させていただいております。これは、内閣府男女共同参画局による計画(第5次男女共同参画基本計画)と県の作成状況を見ながら、方向性を作成させていただいておりますが、この計画が令和2年12月に閣議決定されたものということもありまして、状況を見ながら作成しているということで、大きな変更になっていないという状況で作成させていただいております。

今回のプランで大きく修正した内容についてご説明させていただきます。

この 5 年間、令和3年以降の法改正として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律の条文が86ページより掲載しております。この法律では女性相談支援員の設置について示されておりますが、36、37ページにおいて、様々な困難な問題を抱える女性への支援についてという形で明記し、37ページ上から3段目、こども家庭センターによる施策として相談体制の充実を図ることについて明記することといたしました。

また、37ページには多文化共生社会の実現、性の多様性に関する施策についても明記させていただいております。

そのほか、5ページにありますとおり、持続可能な開発目標(SDGs)の達成を意識した取り組みを書かせていただいております。

そして、58ページ以降、この計画に関連する法律(男女共同参画社会基本法、DV 防止法、女性活躍推進法、困難女性支援法)の記載となっております。

ちなみになんですが、三重県と内閣府の計画の進捗状況ということになりますが、三重県も令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間の計画というように聞いておりますが、国の動きも見ながらというところで、現在の計画を令和 8 年度まで延長したうえで見直しをするという方向で検討していると聞いております。

また、内閣府につきましても、今、言わせていただいたように令和 2 年 12 月に計画を作ったものを、コロナの関係等もあり、令和 5 年 12 月に一部変更という形で閣議決定されておるということでございます。

また、この関係も含めまして、事前質問という形もいただいておりますので、その部分についてもご説明の方もさせていただければというふうに思っております。

男女共同参画プラン 18 ページ等につきまして、三重県人権・同和教育研究大会の関係について載っているということで、ご質問等をいただいております。

委員からいただいている真ん中の質問については、そのまま記させていただきますのでご覧いただければと思います。

三重県人権・同和教育研究大会については、教員の方もお見えになりますのでご存じの方も多いと思うのですが、こちらは公益財団法人三重県人権教育研究協議会というところを中心にした実行委員会形式という形で人権教育について考える大会となっております、毎年 10 月頃に県内持ち回りで開催している事業となっております。

大会については 2 日間開催され、2 日目は分科会にて、教職員や保育士の方が学校内で起きた課題や取り組みについて話し合うという場となっております。

委員がご指摘いただいておりますように、人権教育が中心になった場ということで、必ずしも男女共同参画を中心に行う大会ではありませんので、男女共同参画に関する事業をされているフレンテみえなどが行う事業の方が適した形であることは、存じているところであります。

ただ、男女共同参画プランに載せる計画という考え方の中で、市の施策として、いろんな研修事業に参加を要請していくということ、フレンテみえの事業に教職員が参加をしていくということに掲載することは、別の問題というふうに考えております。

参加することについてはとても良いことだと思います。直接、男女共同参画に関わるものではない三人教などもそうですが、男女共同参画の視点を持って研修に参加をする施策として記載させていただいている、という意味合いでご理解願いたいと考えております。

次に、男女共同参画の推進といたしまして、防災、避難所運営マニュアルについてご質問をいただいております。

松阪市避難所運営マニュアルがございまして、こちら、避難所の運営委員会は、発災から 2 日目以降に速やかに避難所運営委員会を立ち上げるということで記載されております。

自主運営に向けた体制を確立することになっており、委員長 1 名、副委員長 2 名で、うち 1 名は女性を選出するようになっております。

ご質問では女性を 2 名とのご指摘をいただきましたが、全体数が見えておりませんでしたのでこのような回答とさせていただきます。

また、このマニュアルにつきましては、避難所運営のための事前準備として、避難所運営準備委員会の設立についても記されております。こちらは、住民協議会や自治会、市など関係者を中心に、女性や障がい者、介護経験者、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、看護師など、多方面の方に入っていていただければ協議が必要になってくるという形で記されております。

運営等に関しましては、地域の中で防災計画なりされているということを聞いておりますが、防災担当者からも、男女共同参画の関係については、この視点も含めて特に進めなければならぬことを重々承知をしておるところで、避難所運営のあり方、防災計画について、防災運営会議なり、地元の人にも入っていただき議論されているということでございます。

先ほど見ていただいた女性委員の登用状況の資料の中で防災会議、女性委員 15.0%で低く

なっておりますが、こちらの委員は、警察署職員、消防職員、市の幹部職員などが入っており、地域の方だけではないということもあり、このような数値になっております。

その中で、いろんな議論もされておりますし、当然、強化されていく分野になりますので、プラン 32 ページで集約した表現とはなっておりますが、男女共同参画プランの施策に掲載ということ言えば、重要施策という形で考えております。

次に、多文化共生についてのご質問の方もいただいております。

どの施策においても多文化共生の視点は重要であり、すべての人が理解できるような窓口等が設置されているかということです。

当然、外国人の訪問、男女共同参画の視点に立った問題は、言語、文化、価値観の問題が中心になるものと考えております。

まず、男女共同参画の視点という意味合いでご説明させていただきますと、外国人のみならず、高齢者、障がい者、性的マイノリティであること、女性であることでさらに複合的に困難な状態に状況に置かれる人々の対応については支援の必要がある、さらなる困難な状態ということが必要になっていると考えております。

プラン 36 ページにあるように、様々な困難を抱える方の支援の充実させることは重要という考えのもと施策を掲載させていただいております。

なお、全体的な外国人住民の人権問題ということになってきますと、この男女共同参画審議会と同様に、人権施策審議会という場で外国人住民の方についてご審議いただいております。

また、松阪市人権施策基本方針、松阪市人権施策行動計画でも、外国人の人権問題についてまとめさせていただき、いろいろな考えを進めさせていただいているというところです。

最後に、回答はつけておりませんが、質問といえますかご意見という形でいただいております。

今までの市民意識調査において、男女共同参画の意識の改善は認められるものの、男女の地位について平等と考える人や、政策方針決定の過程において女性の参画が進んでいないということについて、いまだ多くの課題がありますというように分析されております。

また、今までの施策と違う内容や追加の項目を読み取ることができなかったということです。

施策についての説明ということで簡単にはさせていただいたところです。

私どもも、内閣府の第 5 次計画も見せていただきながら、施策を挙げさせていただいているところもありました。

実は、つい先日、国の方で第 6 次男女共同参画基本計画の素案が出されていたようで、一応、内容を精査し改正の必要があるかどうか検討したうえで、追加で提案をさせていただこうかと思っておったところです。社会情勢やご連絡いただいていた部分について見せていただいておりますが、はじめの方にありましたM字曲線、男女の就業率が上がった部分について変化が見られるとか、若い世代のジェンダーの意識がついた、刑法が改正されて不同意性行罪ができたとか、AIの影響が出てくるのではないとか。

先ほども暑いというお話も出てきましたけれど、気温上昇によってグリーントランスフォーメーションの推進、DX、防災、いろいろな問題について基本計画に上がっておりますが、市の施策として入れさせていただける部分については、SDGsに関係する部分及び困難な問題を抱える女性について、さらには女性であることについて、困難を支え、支援という部分についての記載と

いうのが必要になってきて、それ以外の部分について事務局の方で記載するということについては至っていないというのが現状であります。

その辺りの部分についてご指摘等がございましたら、ご審議の中で言っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の追加資料で、四日市協議会男女共同参画部会の取り組みがございますので、またそちらの方も見ていただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

会長：ありがとうございます。

今、事務局の方からご説明をいただきました。

今回、以前に増して充実しているというか、中身が見やすくなっているのではないのでしょうか。

参考資料なんかもそのように思いました、ありがたいことです。

一応、事前に質問していただいた内容についてはご説明もいただきましたけれども。

他にどうですか、ご質問がありましたら皆さんご意見等々いただきたいと思いますが。

委員：よろしいでしょうか。

松阪市では、今年の元日から松阪市パートナーシップ宣誓制度が制定されまして、県内では三重県、伊賀市、いなべ市、明和町。それから、松阪市は 4 つ目なんですけれども、県下でファミリーシップ制度をやっているのは明和町だけなんです。

そのことを含めて委員会で勉強しに行って、当時の明和町の課長と係長にファミリーシップを決めた要因を伺いました。パートナーシップ制度では同性婚の問題とかになってくるので、もう少し気軽に関心を持ってもらって利用しやすいようにと、県下で初めてファミリーシップ制度を制定されました。

これは、当時の明和町長が過去に自治労の書記長をされていて、渋谷区との繋がりで渋谷区のもの参考にして作ったということでした。

制度上ですが、夫婦別姓もできるということを身近に知ってもらって、関心を持ってもらう。

ただ、この場合、明和町内では認めますが町外では駄目です。

それから、いわゆる戸籍法と民法に触れますので、交付される宣誓書裏面の特記事項の中には、戸籍法のただし書きが明記されている。それで、戸籍法と民法に触れませんので。

なので、松阪市でもファミリーシップ制度について担当課でぜひ検討していただけるといいかなと思いました。

ただ、明和町の場合実績はありません。松阪市はありましたよね。

明和町の場合、まだまだカミングアウトしにくいということがあるのだろうとは思いますが。

また、これを行うと不動産会社とか病院とか、例えば病気になった時の対応はどうかというと、済生会病院は松阪より明和の方が早かったということも伺いました。

そのようなことも含めて、是非、松阪市でも研究して広めていただければと思います。

ただ、行政が勧めるだけじゃなくて、不動産会社やアパートの家主さん達、そういう方々の意識改革をしていかないとダイバーシティの町にはならないと思います。

会長：おっしゃるように、だんだん時代が変わってくるので、市民の意識も変わっていかざるをえない部分もありますけれども。

いかがですか、何か、事前にご質問なさった方、回答など大丈夫ですか。

委員：僕は事前質問をしたわけではありませんけれども。

防災マニュアルね、例えば、大災害が起きた場合、行政はアテにならないと思っています。

地域の住民協議会で責任を持たないといけないと思っています。

運営マニュアルなどというより地域の課題だと思います。

今度、10月26日に松阪市の防災訓練がありますが、そこに地域の住民に参加をしてもらう。

男女共同参画の問題というには大きすぎると思います。

自分のところを言っているとはいけないのですが、例えば、自分の地域では住民協議会の中で防災部会があります。防災部会で男性は区長さんで3人おられます。

3地区に分かれていて、そこから女性の防災部員を2人ずつ出してもらっています。

男性は3人だけど、女性が6人ですね。その人たちが中心になって、あとは自治会長や住民協議会の会長などが応援するという形でやっていて、自分たちのところがいいかどうかは別に、各地域でやってもらって、10月26日の防災訓練に参加してもらうようにしていく。

これは、松阪市から言ってもらった方が、男女とかそういった問題ではなく、地域全体の問題としてとらえていくことだと思っています。

会長：先ほども、役職の名前は男性だけれども、基本的に動いているのは女性が多くてみたいなお話が出ましたけれども、そういった意味でも女性を2名出していただけるというのは。

委員：いろんな意味で、男女の比率を出すのであれば実動の数だと思っています。

見えたところだけの数値目標というのはアカンと思うんです。

実質動いた数。付則でいいので、実際に関わってもらった人の数が必要だと思います。

会長：そうですね。ほかに、自分が手掛けしている分野で感じたことなど言っていただけますか。

委員：自分の分野というわけではないのですけれども。

プランの29とか30ページ、アンケートの調査結果、グラフが載っています。

家事とか育児、介護というものがでてきておりまして、前回調査の令和元年と比べて、共同して分担というのが大分増えている。半面、主として女性がというところが減っている。

そういった形で、今まで家事とか育児、介護というものが女性に押し付けられていたという部分で、大分、男性が参画をしてきたというのが見てとれるし、感覚としても、多分、今の若い人は平等意識がすごく高いので、男性もしっかりやってよってという形でやっている部分があるのかなと思ったのですけれども。

その中で、男女別に見た割合で、感覚ですけれども、男性の回答は比較的共同して分担しているという意識があって、主として女性がしているという意識が低いんですけれども、反面、女性が答えると、共同している意識は低くて、主に女性がしている意識が高い。家事も育児もそうなっていますよね。

介護も、全体では進んでいますが同じようになっている、男女間で意識に違いがある。

男性はやっているつもりになっているというのがあるのかなと感じていて、事前質問で聞けばよかったのですが、令和元年は男女の割合でどうだったのかなあ。

もう少しこう捉えていただければ、この男女間の意識のズレというのは、今でもある、あるんですけれども、令和元年と比べて意識は減っていますよなんていうものがあれば、それはそれで

進んでいるのかなと思ったんですけどね。

事務局さんどうでしょうかね。すみません、突然言ってしまうて。

事務局:この部分につきましては、前回と同様、男女間に考え方の違いは出ています。

おっしゃられたところの意味合いをとっていただきたいということもありましたので、この回答については男性女性について分けて掲載させていただいたというのがあります。

前回、令和元年の調査では、共同して分担という回答は、家事で言いますと、男性は 24.5%、女性でいくと 16.1%。

育児につきましては、男性が 21.8%、女性が 19.1%となっております。

同様に、介護につきましては、男性が 18.4%、女性が 15.3%となっております。

全体的に先ほどおっしゃっていただいたように、いずれの部分も男女間の考え方に違いは出ておりますが、その中でも、前回から 5 年経過しているという部分で、少しずつではありますが共同してされているという回答が増えている認識でおります。

会長:令和元年から 6 年で比べると、多少なりとも男性の意識が上がってきたのではないかなと。

1 つの仕事を 10 と捉えたと、女性は 10 しないと仕事じゃないというようなどころがあるのに対して、男性は 3 ぐらいをしてやったと。違うでしょっていうことでこの差が出てきているのかなというところがあると思うんですけどもね。

でも、確実に男性の考え方というのが進歩しているようには思いますけれどもね。

委員:今の事務局の説明は、結局、この 5 年間で、今も男女の意識の差はあるけれども、縮まってきたと。

事務局:そのようにご説明させていただいたつもりですが、少しずつしか縮まっていない部分があります。

家事をとっても、主として女性がしているというのが 69.5%ありますので、全体的に分野について分けられているというのが現状です。施策の方向性もこの部分については、まだ考えていかなければいけないということは認識をしております。

委員:例えば、育児や家事を共同して分担するという割合が増えてはいるけれども、男女間で依然として意識の違いがあるといった研究、提言はどこかで言及されていますか。

事務局:分析といったことはこの辺りまでしかできないと思っておりますが、この部分、私どもの施策になっておりまして、まだまだこのような部分が残っておりますので、男女の役割分担についてセミナーの開催や啓発活動等、引き続き必要なのだという認識で、施策の方に展開として書かせていただいております。

委員:今、事務局から、男女間で意識の違いがあるから男女別を設けていただいたという話だったと思います。

それをグラフだけではなくて言葉として、実際、この 5 年間で進んでいるけれども、依然として男性と女性で捉え方に違いがある。僕はこの数字を見て、男性と女性で同じものを捉えているはずなのに、立場によってまだまだ考え方が結構違っているのだなと感じていました。

私も男性なので、男性本位で考えてしまっている、やっているつもりでいるけれど女性から見ればやっていないというふうに思われているのだなっていう、これ、若干反省もしつつ、そういったことももしかしてこのグラフの数字だけではなくて、何かこう、実際は進んではいるのだけど、

まだまだそういう意識の違いがあるので、もうそういう意識の違いも縮めていくっていうことが、男女共同参画に繋がっていくとか、そういうのが文言的にあってもいいのかなと思いました。もし何かの機会で載せられることがあれば、そういった文言をどこかに入れていただけたらなと思っています。

事務局：そのあたりにつきましては、現状と課題のところで触れていくよう考えさせていただいてありますが、他にも、まだ抜けている部分があるかと思うので、可能であればご参考にさせていただければと思います。

委員：関連するかどうか分からないのだけれど、随分前に読んだもので「女たちのスウェーデン」という本があります。

私、岡沢 憲美さんという方がスウェーデンを大好きでしたので、スウェーデンは男女の分担というのは本当にフラットになっています。

日本では、なかなかフラットになりにくいというのは、例えば、このプランでも出てきましたけれども、私たちはお茶碗を洗って綺麗にするのだけれど、やってやろうという気持ちの人は、周りがびちゃびちゃでもそういう風なことがあるので。

日本は、お料理にしても細々と難しい。スウェーデンみたいにパンとベーコンなんかがあったりすれば誰でも調理ができるので。

それでもって日常的に女性が羽ばたいて行けるような、そういうことについても少し考えて欲しいなということが書いてあったので。

先ほど言われた、ちょっと変えて欲しいと言われたのですが、その意識が違うの。

書くのがいいのか、見て分かるのがいいのか、これを使って学習するときにそこで言うのがいいのか、ちょっと私では分かりません。

委員：例えば、よく、朝、旦那さんがごみ出しをすることがありますよね。

この頃、普通になっていますね。

ごみ出しを市の集積所まで持って行く、自分はやっているつもりって話なんですけれど。

実は、ごみって、そのあと新しいものを出して、ごみ箱に入れて、次の分をセットするということまでが、ごみを捨てたということになる。何かこう男性はね、朝、玄関のところに置いてあるごみ袋を持って、捨てに行く、これでやっているつもりなんですけれど、それ以外の、実は、ごみ箱にまた新しいごみ袋をセットして、そこまでやってもらって初めてお仕事っていう。

だから、そういう部分で意識の違いが出るのかと思いますね。

会長：トイレトーパーでもそうですね。自分が使ったあと付け替えておくとか。

使ったら使いつ放しとかではなく、常に補充しておくとか。そういう気遣いが。

委員：だから、一部だけしてやっているつもりになっているから、多分、そういう意味で、女の人は全部はやってもらっていないというような。それでこういう意識の差が出てしまうのかな。

それを言われたので、私は、次からちゃんとセットするようにはしたんですけれどもね。

そうしないと、結局、誰かがやっているわけですから。

会長：やっているのだけれど気が付かない、当たり前というか。

次の分がセットされているのがおかしいでしょうということですよ。

委員：そういう部分の意識の違いを埋めていかないと、結局、平等というか、共生というところに

はまだまだ行き着かないのかな。

会長:男性がやっているつもりになっているという、この男女の差というか、答えの差というは何なんでしょう、気遣いなのかしら。

女の人というのは意外と気が付くと言ったらおかしいけれど、男の人はやったらやりっ放しで、もう終わりっていうようなところがあるでしょ。

そここのところ、いろいろな方がみえますけれど、いかがですか。

委員:我々の年代は、嫁さんのことを、「嫁」とか、名前で呼ぶぐらいだったんです。

今の若い子って、「奥さん」っていう子がいるでしょ。

我々の頃の「奥さん」といったら、他の人の奥さんのことだったんです。

そういう奥さんという言い方を聞くと、平等に考えているのだと思ったりします。

昔だったら、「家内」とか「かかあ」とかいう言い方をしていましたよね。

言葉から変わってくると、意識も変わってくる気がします。

若い方の考え方とはまた違うと思いますが、若い方はごみ集めにしても先ほど言われていたようになってくる。

我々は、本当に言われたことしかないわけで、ごみを捨ててと言われたら、捨ててくるだけで終わってしまう。

会長:若いご意見、事務局いかがですか。

事務局:何ともお答えしにくいのですが。

ただ、一応、私ども男女共同参画の仕事をさせていただいている中で、「奥さん」とか「家内」とか「嫁」とか、家の中に居るような表現は避けるように説明させていただいています。

こちらからは、「連れ合い」とか「パートナー」という表現をさせていただくようにしております。

委員:いずれにしてもコミュニケーションをきちんと取るということが大事なんじゃないかな、

何をどう思っているのか分からないからそういうことになってしまう。だから、コミュニケーションを取っていくことを、自分自身も気を付けてやっていかないといけないと。

何を求めているのか、はっきりと聞く。先ほどのごみ出しもそうですが、役割分担ですから。

どこまでするかというのは、お互いに決めていけばいいのかと思いますけれども、少なくともコミュニケーションを十分とって、協力し合っていこうという気持ちがあれば、少しずつ進んでいくのではないかと。

何を求めているかは、聞かないとわからない部分もあるので、ごみ出しの関係でもありましたけれども、集めてきて捨てるまでがごみ出しですよ、みたいなのところだと思うんですよ。

どこまで求められているかというのは、家族間で違ったりするので、そこは十分話をしていって、その場に合ったような形で進めていくというのが、大事なかなというように思いますね。

会長:ありがとうございます。他にどうですか。

委員:四日市でデートDV教育というものをやっていますが、男性が女性のことをものすごく理解するということが大事だと思います。

例えば、昔はタブー視をされていましたが、女性の方は初潮が始まり閉経まで、その間、妊娠や出産などいろんな場面で体調の変化があって、ものすごく大変な思いをされている。

しかし、そういったことは女性特有ということで表立って言うことはタブー視されてきた。

けれども、それはやっぱりあかん、デート DV 防止にもなるということで、異性の立場から女性が大変な思いをしていることを理解する教育、四日市の方ではかなりやられています。

その辺、性教育や命の安全教育にもなると思います。

少し横道に逸れるかもしれませんが、月 2 回土曜日に開催されている外国から来る人の日本語教室のスタッフをしています。

休憩時間に、四日市と松阪でどうしてこんなに差があるのか話すことがあります。

四日市市は、地方交付税の不交付団体で、はもりあ四日市男女共同参画センターも作れるけれど、松阪市は財政的事情から無理だろう。

確かにそうだなという思いがあって、逆に言えば、川越町のように、火力発電所ができ電源立地交付金が国からバーンと来て、財政的にものすごく豊かになります。

松阪市の場合、あまり目新しいこともできませんよね。名古屋市であれば減税もできたり、そういう経済的な事情もものすごく考えたりしました。

マラソンで稼いで、観光事業やホテル事業や、近鉄も臨時列車を出しますし、そういう関係で確かにある一面では、儲かっているけども、PRのためのディズニーパレードや、済生会病院の前を封鎖するための警備費用で 2 千何百万は松阪市にかかっているわけですから、相談業務に関わっている中で、そういう不満が市民の中になんかあるというのが伝わってきます。

松阪に人がやってくることによって、ある程度お金も落ちるけれども、生活圏を脅かされている、これは人権問題だといって相談を受けました。

委員:戦後 80 年振り返ってみまして、松阪市自体の人権意識等も随分良くなったと思います。

終戦後のどさくさのときの松阪といったら、もう、危険なぐらいの町ですね。

私、この間、卒業生が誘ってくれて、四日市市内に行きましたが、松阪に比べてものすごく治安が悪いです。アーケード街、若者がたむろしていて、子どもたちが近付けない。60 歳にもなる卒業生がビビっていました。

私も、四日市の高校に長く居ましたが、そのころと比べてもの凄く治安が悪い。

松阪も兄ちゃんが居たりしますが、それほど悪いようにも思わない。

この間は、歩くのも怖くてびっくりしました。

今、もう、日本という国が過渡期に来ているのではないかな。

働き方改革が進んでいけば、当然、男女が協力して家庭を築いていくと思うんですけども。

働き方改革と賃金が伴わないと。若い子が結婚しない、できない。

自分の代、子ども、孫と 3 世代見っていますが、子どもの代で普通ぐらい、孫の代になってくると、労働環境や賃金、男女関係の問題、これが非常に心配。

都会に行けば行くほど心配度が増すような気がしています。

差別的なことはないにしても、減ってきているといえども、ある意味では、危険性を伴う部分が非常に出てきていると。

男女共同参画をしっかりと理解してくれる子はいいいけれども、両極になりつつある。

無視する子もいればやさしい子もいて、僕ら年寄りも、非常に危惧している。

我々、戦後の貧しい時代から育ってきたときの方が、いろいろなことをお互いに助け合いながら、やってきたけれども、今は少し違うなと思って不安を感じる。

この間も、アフリカの会議ありましたけどね。労働力を補うために、外国からどんどん入ってくる。労働環境と働き方改革等、我々のときはどんどんお給料が上がって豊かになって。ところが、経済が上がるどころか、儲けようと思って詐欺か何かのパーツとなったり。

金儲け思想が極端になりつつあって、学校教育の原点が揺らぎはしないかと思うような。

なので、外国人がどんどん入ってきたときには、国籍問題とかしっかりやらないとちょっと甘い感じがしています。しっかりとした法律を組まないと、治安が乱れて、個人を阻害するようなことになりやすい。多様性といいながらも。

今、この、男女共同参画の成果は出てきている。

経済的な面や社会的な面が付随して、これをきちんと守っていくという体制をしっかりと構築していけないと、非常に危険度が増加して、心配でならないです。

会長：それはもうね、元気でずっと長生きして、長い目で見ていってもらわないとね。

委員：どもならん坊主の方が、なんというかたくまして、ね。

運動会を見に行っても、みんなが一緒にゴールして、何でも平等というのはおかしい。そういうところで生きがいを感じる子もいるのだから。

会長：今はみんなが一緒というけれど、変な言い方だけど、努力したことに対して、プラスアルファがないとつまらないですよ、努力しようという気にならない。

委員：男女共同参画プランの方に少し話を戻したいと思うのですけれども。

これ、いろいろとまとめていかれるのは本当に大変だったと思います。

課題とかいろいろまとめてもらっていますが、見る方もこれだけあると大変なんです。

その中で、どうやって見る人の心を引き寄せるかという意味から、意見を述べさせてもらいますが。

いろいろと課題を整理されているのは分かります。

その課題解決に向けて、今までと違った、こういう施策を打とうとか、また同じ施策でもこういったサービスを充実していこう、とか、そういうことがここに書かれているはずなんですよ。

ところが、これを見てもなかなかそういうことが読み取れないんですよ。

そこで提案したいのは、令和 3 年度、これまでのプランと違うことが取られている施策や、書かれている内容といったところは、太文字にするとか、アンダーラインするとか、そういうことをしてもらったら、見る方がなるほどとなると思う。

ここはこういう課題から、今回はこんなことを加えているんだなというわかりやすいので、そういうことを採用してもらったら、せっかく作っていただいたものが見る方にももっと活用されやすいのではないかなと思いました。

色刷りはお金がかかるから、先ほど言ったのはパソコンの操作に一手間要りますが、あまり費用アップにはならないので、そうしていただければ非常にわかりやすいね。

事務局：役所のいろんな施策をさせていただくときに、施策のところにアスタリスク(*)といった印を付けて新規事業を表しているというようなことをしたりしていますので、その辺りは検討させていただければと思います。

これまでにダイジェスト版を作成したこともありました。こちら先ほど言ったように委託とかではなく自前で作成しておりまして、なかなか予算が取れないというのがありますので、その点は

ご理解いただければと思います。

あと、事務局から1点、皆様にお聞きできればと思っている点がございます。

ここにも載せさせていただいているようにSDGsのことが、最近、議論になっております。

その中で、男女共同参画の関係について、ジェンダー平等という表現が使われることが、実際に増えてきているというのが、自分たちでも認識しているところです。

男女共同参画とジェンダー平等は近い、英訳するとジェンダーイコールになるようなところもありますので、同じような文言というところでもあります。市町によっては男女共同参画をジェンダー平等に置き換えるようなところも出てきております。

国の施策を見ましても、一般的な国内の動きについては男女共同参画、国際的なことを説明するときはジェンダー平等を使っているかといった表現があります。

計画の中では、ジェンダー平等という言葉が、実際まだ出てきていないというのがありますので、そのあたりについて、感想や感覚みたいなもの、気になるところとかがあればというのがありましたので、また、全国的な動きも少しあり、お聞きできれば。

特に気にならなければ、このような形で進めさせていただければと思います。

会長：事務局から、問い掛けをいただいておりますがいかがでしょうか。

委員：ジェンダーを皆さんご存じだと思います。体の性ではなく心の性ということで考えていただきたいということです。それが平等だということを、なかなか町の中で理解されていない。

委員：ジェンダーもそうですけれども、男女共同参画もジェンダーも含まれますけれども、今の世の中は多様性という言葉や考えを大事にしていこうというように舵を切っていますよね。

三重県でも、3、4年ぐらい前に、男女共同参画課というような課をなくして、ダイバーシティという形に変わっていますので、生物の多様性だけではなく、人間社会の多様性がより必要だという方へみんなの考え方が移ってきていただければ、いろんなものが解決しやすいのではないのでしょうか。

男だって、年寄りばかりが偉いわけではなくて、若い人も同じ。権限や力を持っているし、お互い強いところを出し合って、社会を作ってという形ですね。

委員：先ほど話に出ましたが、私たちのような年齢は、もう、日本昔話なんです、実は。

昔々、なんていうところに来ているんです。

今、ごみを捨てに行く前に、仕事をやったという気持ちになった。

ごみ袋もセットして、初めてごみ捨てに行ったというところに気が付いてくれる男性が多くなってくることを期待したいと思います。

根本的なものから、1つの仕事が終わったという形を、ごみ捨てだけじゃなくて、何をするときでも、手伝うのではなくて、こうすれば2人の時間ができる、子どもと遊ぶ時間ができる、早く終わるとか。

仕事の関係で、男性の方が仕事の量が多いです。

でも、時間にすると女性の方が1日の仕事量が多いという形になっている時代なので、私たちのように年を取ってくると、もう本当に昔話なんです。

若い人たちは、今、とても便利なのに便利だと思わないという時代になっていますので、その辺りの気持ちをどう伝えていくかは、それぞれに家族の形態がありますから、そういうふうを考え

ていってもらえたらいいかなと思っています。

会長：教育が根幹ということで、いかがですか、小学校教育は。

委員：いろいろと言っていましたけれども、子どもたちが小さな頃からやっていく習慣というのはすごく大切なことで、男女共同参画ということでお話ししていただいていますけれども、小学校では、多様性についても、もう今やLGBTQを中心に進めておりますので、男だから女だからというのは、ちょっと時代が違うかなというような気はしています。

子どもたちにとって、先生というのはいわゆる最初に目に入る見本だと思うので、男性教諭のしていることも女性教諭のしていることも、みんな子どもたち目にしていますので、学校では、男性女性、本当に同じようにしています。

男性もトイレ掃除をしますし、カーテンが破れていたら縫ったりもします。

いろいろなタイプ、女性男性関係なく、どの教科も均等に分かれてやっていますし、そのことを言いますと、裁縫が得意な男子もこの頃いっぱいおります。

あと、今の子どもたちの親御さんにしても、卒業式入学式はご両親揃って出席されます。

なので、私たち、今、このすごく若い子たちを見ている若い子たちを目の前にしているものからすれば、昔はそんなことをやっていたんだな、私も若い頃はああして教えていたなというのを垣間見る思いであります。

でも、ここまで進んで来られたのは、先代の方々が築いてきていただいたおかげだと思います。

会長：何はともあれ、子どもたちが小学校に入って一番間近に見る大人の姿というのが先生ですもんね。

先生というのは聖職と言いますが、やっぱり、モデルになって導いていただけると、日本の社会は明るくなるのかなというような気がいたします。

委員：言われているとは思いますが、男性教諭も育休取れるんですよ。

です。夫婦揃って取っているところもあります。二人同時に。

ですので、例えばうちの学校で言いますと、今年は男性教員が1人育児休暇を取りますので、入学式、保護者さんの前で、誰先生は何年生で、誰先生は何年と紹介するときに、誰々先生は育児休暇を取られています、という感じ。

会長：そうやっていっていただけたことで、保護者の方もそれが自然体というふうに思っていたけるとありがたいですね。もう何でも学校からですね。

委員：子どもたちも、僕たち何年生は誰先生だろうって楽しみにしている中、誰それ先生居ないなってなる。

誰先生、今年は育児休業です、皆さんのお父さんやお母さんのように、おうちで、お父さんに専念されますよと伝えと、そうなんだという感じですね。

会長：私たちの世代のときは、女の先生が出産とかで見えなくなると、なんだ、女の先生って言う人が多かったの、そういう意味ではいいことですね。

当たり前のように社会が担っていければ。

委員：そうなんです、そういう方がお休みをされると、代わりの先生方が見つからないとか。

会長：いろんな問題もありますよね。

学校現場だけではなく、松阪市の市役所の現場でもそうだと思います。

どんどん取っていただけたらありがたいですけれども、自分にしわ寄せが来るのかなとかなくてくると難しい側面もありますからね。

委員：学校で仕事ができるときにしっかりといただいている姿を見せたら、その分、みんなが順送りなんだよということで頑張っていたいただけたらいいな、見本になるところが学校かなと思います。

委員：学校現場でこの頃気になっているのは盗撮事件。

社会で、スマホなどがどんどん進化してくると、ああいう人物も出てくるんだね。

委員：でも、ごめんなさい、僕は、あまり偏見を持つのはあかんと思います。

偏見とか何々はこうあるべきとか、固まった考え方や見方をなくして、それを崩していかないと。日本は、どちらかというところあるべきと、かつてそういうことを非常に大事にされてきたような気がするんですけど、その偏見をなくしていかないと。

委員：首にしたらいいということではなく、その根本が何なのかということ、教育委員会自体も考えなくてはいけないと思います。

環境がそうさせるのか、何が不満というか、ストレスがそういう形に出てきているのか。

男女共同参画を知って、人権というものを一番大事にしていけないといかんと。

子どもの人権を無視してそんなことができるのかと思って。自分が教員になって、そんなことは夢にも思わなかったけれど、小・中・高と全部だから。三重県に限らず愛知県も同じように。

委員：自分たちの時代は、スマホというものがなかったから、そういう気持ちがあるにしてもできなかったわけだね。

考えられない犯罪で、時代が変わってきて、その時その時で考えていかないといけないことになるのだろう、難しいだろうなこの問題は。

委員：先生は、報道されるということが頭の中にはないのでしょうかね。

委員：先生だから報道されないという思いではなく、子どもを対象にするというのは、他の社会と違います。そこが問題。

委員：僕も、現役バリバリの昭和人間なんですけれど、やっぱり、非常に厳しい社会でしたけれども、ただ、その中で、それぞれが生きがいや仕事のやりがいを見つけて、頑張れたのだと思います。生きがいや仕事のし甲斐を見つけられない人がそうになってしまうと。

365日、夜10時まで働いてとか、その世代ずっとやってきたのですけれども、振り返っても、そうしているときも、それが苦しいと思わなかったです。

それをやることによって、成績が上がってきているとか、会社も、それから自分のやってることも、自分の処遇も、だから、生きがいを十分感じてやってることができた。

委員：今は、例えば教員でそうなった時、次に名前を変えて、住所を変えたとしても絶対できないシステム、法律ができつつありますし、ましてや特に修学前の世界でそういうことをされると、やられた子どもにとっては、一生のトラウマになってしまいます。

会長：ぜひぜひ、そういうのは早く取り組んでいただきたいと思います。

委員の皆様いろいろご意見いただきました。ありがとうございました。

事項書 3. その他として、事務局の方から何かございますかでしょうか。

事務局：すみません。

お送りさせていただいていたプランですけれども、こちら委員の方からお教をいただきまして、一番最後の見開きページ、用語解説のページ数の見直しを落としてしまっているというご意見が1点。

あと、各担当課の取り組みの中で再掲という上げ方をしておりますこの表現ですが、現在のプランにある丸囲みの番号が、今回、ちょっと今のところ入れてございませんので、整合性が取れていないということをお教えいただきましたので、その辺り等も見直して、次回、また皆様に、どんだんご意見をいただければなということで考えております。

会長：ありがとうございました。

皆さん、本当に長時間にわたりいろんなご意見をいただきてよかったなというふうに思います。次回は、メンバーが変わるかと思っておりますけれども、今年度の男女共同参画審議会、今日が1回目、あと2回あると思いますので、是非ともご出席のほどよろしくお願いしたいなと思います。

皆様のご意見が挙げられて、少しでもいい形に残っていければなと思いますので、ぜひぜひご意見のほどお願いをいたしたいと思います。

本日は、本当にありがとうございます。

それでは、事務局よろしく願いいたします。

事務局：改めまして、ご進行いただきました会長、毎回、本当にありがとうございます。

並びに、委員の皆様、長時間にわたりまして、それぞれにご意見を伺わせていただきました。

誠にありがとうございました。

初めに会長もおっしゃっていただいたのですが、審議会委員として2年間お世話になりましたお三方、大変残念なのですが、毎回、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

また、引き続き審議会委員としてお願いさせていただいている委員の皆様におかれましては、会長もおっしゃいました、今年度、あと2回開催する予定をさせていただいておりますので、今後の審議会のご出席につきましてもよろしくお願いをいたしたいと思います。

これをもちまして終了させていただきます。誠にありがとうございました。